第1章　事業概要

１－１．沖縄市(下水道事業)の沿革 ・・・・ 6

１－２．令和７年度事業概要 ・・・・・・ 7

１－３．沖縄市下水道事業の流れ・・・・・ 8

１－４．公共下水道事業の推移・・・・・・11

１－５．下水道使用料の変遷 ・・・・・・12

1－1．沖縄市（下水道事業）の沿革

本市は、沖縄本島中部に位置し、戦後、基地の門前町として発展してきた県内第 2 の人口を有するまちであり、西は北谷町、南は北中城村、東はうるま市、北は恩納村、北西嘉手納町に隣接しています。また、那覇市より北に約 20kmにあり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道 329 号と国道 330 号が交差する交通の要衝となっています。

主な施設として県内最大の屋内収容人数を誇る沖縄サントリーアリーナや動物園がある沖縄こどもの国などを有し、県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設も集積しています。

本市の下水道事業は、昭和 37 年に建設事業を開始し、昭和 45 年の供用開始から 50 年以上が経過しています。令和 7 年度末時点における処理区域面積は 2,778ha、人口普及率は 97.4％となっており、今後は下水道未整備地域の開発動向を注視しながら整備を進めるとともに、下水道施設の点検や調査に基づき、修繕、改修等による施設の延命化を図りながら、計画的な改築・更新等を行い、適正な施設の維持管理に取り組んでいきます。

また、水洗化率については令和 7 年度末時点で 90.9％となっており、戸別訪問や広報活動、また水洗便所改造資金貸付制度や生活扶助世帯への接続補助等により、増加傾向にはあるものの、更なる接続促進に向けて取り組んでいます。

このような中、下水道事業は経営の健全化を目的に、令和 2 年度より地方公営企業法を適用し、経営状況の把握と企業性を発揮した事業運営を目指すとともに、水道事業との組織統合を行い、共通する事務の効率化を図りながら運営を行っています。



デザインマンホール蓋



マンホール蓋

1-2. 令和7年度事業概要

●業務状況

令和7年度の業務量については、排水戸数が60,096戸で、対前年度比827戸(1.40%)の増加となり、水洗化人口は125,192人で対前年度比444人(0.36%)増加となっています。

総排水量及び有収水量は、14,613,154㎥で対前年度比202,116㎥(1.40%)の増加となり、有収率は100%となっています。下水道使用料については、1,352,604,101円で対前年度比20,405,116円(1.53%)の増収となっています。下水道使用料の内訳を見ると民間で11,477,689円(1.03%)の増収となり、基地についても、8,927,427円(4.18%)の増収となっています。

流域下水道事業維持管理負担金は、730,094,100円となり、対前年度比9,071,600円(1.26%)の増加となっています。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	比較増減	増減率(%)
排水戸数	戸	*59,269*	*60,096*	*827*	*1.40*
水洗化人口	人	*124,748*	*125,192*	*444*	*0.36*
総排水量	㎥	*14,411,038*	*14,613,154*	*202,116*	*1.40*
有収水量	㎥	*14,411,038*	*14,613,154*	*202,116*	*1.40*
下水道使用料	円	*1,332,198,985*	*1,352,604,101*	*20,405,116*	*1.53*

●工事状況

建設改良工事については、補助事業として令和6年度公共下水道(汚水)枝線工事他9件を施工。単独事業として令和6年度下水道施設(汚水)更新工事(その2)他15件を施工。本年度の汚水管施工延長は1,478m、雨水管施工延長は566.41m、マンホール設置は66箇所、公共桝設置は132箇所を整備しました。建設工事費の総額は1,725,617,000円で、その財源内訳は国庫・県補助金747,930,780円、企業債718,107,000円、自己財源259,579,220円となりました。工事場所は、安慶田、大里、久保田、越来、古謝、住吉、桃原、登川、比屋根、松本、美里、宮里、室川、与儀地内にて、新設及び改良工事を行いました。

●財務状況

収益的収支については、下水道事業収益2,844,402,394円(対前年度比196,689,320円増、7.43%増)に対し、下水道事業費用2,819,893,813円(対前年度比194,780,879円増、7.42%増)で、収支差引は24,508,581円の純利益となりました。一方、資本的収支については、資本的収入2,220,173,200円に対し、資本的支出は2,937,308,523円で、収支差引は717,135,323円の不足額となり、この不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

収益的収支 (単位:円)

区分	令和7年度
下水道事業収益	*2,844,402,394*
下水道事業費用	*2,819,893,813*
収支差引(純利益)	*24,508,581*

資本的収支 (単位:円)

区分	令和7年度
資本的収入	*2,220,173,200*
資本的支出	*2,937,308,523*
収支差引(不足額)	*-717,135,323*

←

補てん財源内訳 (単位:円)

区分	令和7年度
減債積立金	*22,600,140*
建設改良積立金	*0*
当年度分消費税資本的収支調整額	*92,343,349*
過年度分損益勘定留保資金	*602,191,834*
当年度分損益勘定留保資金	*0*
繰越工事資金	*0*
合計	*717,135,323*

※資本的支出のうち、4,363,000円は賞与等引当金計上によるものであるため減額する。

1－3.沖縄市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
昭和37年4月17日	304ha			コザ市（当初決定）
昭和39年4月17日		304ha		米軍援助都市計画下水道事業の認可
昭和47年5月13日			304ha	
昭和47年6月8日	520ha			
昭和48年3月14日		520ha		
昭和49年2月11日	712ha			
昭和49年3月6日			712ha	
昭和49年3月20日		712ha		
昭和50年12月26日	877ha			沖縄市
昭和51年4月1日		877ha		
昭和53年12月26日	1,299ha			
昭和54年3月29日		1,299ha		
昭和54年7月31日			1,299ha	
昭和58年5月31日			1,299ha	事業期間延長
昭和59年8月10日	中部流域　1,351ha 中城湾流域　543ha 計　1,894ha			中城湾流域が新たに追加
昭和59年9月28日			中部流域　1,322ha 中城湾流域　325ha 計　1,647ha	
昭和59年10月26日		中部流域　1,351ha 中城湾流域　543ha 計　1,894ha		

1－3.沖縄市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成2年4月18日	中部流域　1,520ha 中城湾流域　678ha 計　2,198ha			
平成2年7月31日			中部流域　1,473ha 中城湾流域　522ha 計　1,995ha	
平成2年9月7日		中部流域　1,520ha 中城湾流域　678ha 計　2,198ha		
平成4年4月30日	中部流域　2,217ha 中城湾流域　685ha 計　2,902ha			
平成4年8月18日		中部流域　2,170ha 中城湾流域　604ha 計　2,774ha	中部流域　2,170ha 中城湾流域　604ha 計　2,774ha	
平成8年9月26日		中部流域　2,194ha 中城湾流域　604ha 計　2,798ha		
平成8年10月3日			中部流域　2,194ha 中城湾流域　699ha 計　2,893ha	
平成12年3月10日			中部流域　2,352ha 中城湾流域　769ha 計　3,121ha	平成11年度に沖縄県中部流域下水道事業計画の変更を行っており、その際面積の見直しを行っている。
平成12年3月24日		中部流域　2,265ha 中城湾流域　674ha 計　2,939ha		
平成16年3月15日			中部流域　2,352ha 中城湾流域　896ha 計　3,248ha	
平成16年3月26日		中部流域　2,265ha 中城湾流域　674ha 計　2,939ha		
平成18年5月10日	中部流域　2,304ha 中城湾流域　710ha 計　3,014ha			
平成18年6月1日			中部流域　2,352ha 中城湾流域　896ha 計　3,248ha	
平成18年7月11日		中部流域　2,352ha 中城湾流域　896ha 計　3,248ha		
平成22年3月16日		中部流域　2,352ha 中城湾流域　950ha 計　3,302ha	中部流域　2,352ha 中城湾流域　950ha 計　3,302ha	
平成25年3月15日		中部流域　2,352ha 中城湾流域　950ha 計　3,302ha	中部流域　2,352ha 中城湾流域　950ha 計　3,302ha	
平成27年3月20日			中部流域　2,352ha 中城湾流域　950ha 計　3,302ha	

1－3.沖縄市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成30年3月13日	中部流域　2,394ha 中城湾流域　1,064ha 計　3,458ha	中部流域　2,366ha 中城湾流域　1,061ha 計　3,427ha	中部流域　2,366ha 中城湾流域　1,061ha 計　3,427ha	
令和3年3月25日			中部流域　2,366ha 中城湾流域　1,061ha 計　3,427ha	・中城湾流域　計画諸元の変更や事業期間の延長 ・主要な管きょの配置変更（嘉間良・知花第２排水区）や東部海浜開発地区の基本設計に伴う排水区域面積の変更など
令和5年3月10日	中部流域　2,400ha 中城湾流域　1,077ha 計　3,477ha	中部流域　2,376ha 中城湾流域　1,074ha 計　3,450ha	中部流域　2,376ha 中城湾流域　1,074ha 計　3,450ha	・計画諸元の変更や事業期間の延長 ・予定処理区域の変更、予定排水区域の変更、主要な管きょの配置変更など。 下水道全体計画区域3,481.9ha【将来都市計画決定追加予定面積：4.9ha】

1-4. 公共下水道事業の推移

区　　分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体計画区域面積	ha	3,465.6	3,465.6	3,481.9	3,481.9	3,481.9	3,481.9
認可区域面積	ha	3,427	3,427	3,450.1	3,450.1	3,450.1	3,450.1
供用開始区域面積	ha	2,757.99	2,760.59	2,767.15	2,769.40	2,773.17	2,778.99
管路延長（汚水）	m	450,271	451,132	451,725	454,172	455,318	456,821
A 行政区域内人口	人	142,427	142,520	142,007	141,631	141,346	141,516
B 供用開始区域内人口	人	138,540	138,765	138,134	137,968	137,629	137,774
C 供用開始区域内水洗化人口	人	122,632	123,507	123,691	123,768	124,748	125,192
D 行政区域内世帯数	戸	64,503	65,233	65,937	66,777	67,601	68,446
E 処理区域内世帯数	戸	62,635	63,410	64,026	64,943	65,745	66,559
F 処理区域内水洗化世帯数	戸	55,201	56,144	57,031	57,902	59,269	60,096
普及率（人口）（B／A）	%	97.3%	97.4%	97.3%	97.4%	97.4%	97.4%
普及率（世帯）（E／D）	%	97.1%	97.2%	97.1%	97.3%	97.3%	97.2%
水洗化率（人口）（C／B）	%	88.5%	89.0%	89.5%	89.7%	90.6%	90.9%
水洗化率（世帯）（F／E）	%	88.1%	88.5%	89.1%	89.2%	90.1%	90.3%
下水道使用水量（調定水量）	㎥	14,788,408	14,802,770	14,451,697	14,643,436	14,411,038	14,613,154
下水道使用料（調定額）	千円	1,133,592	1,144,140	1,327,175	1,352,902	1,332,199	1,352,604
職員数	人	18	19	19	21	21	21

※下水道使用料（調定額）の令和2年度は収入額。

1-5. 下水道使用料の変遷

消費税抜き

種別 / 改訂年月	一般汚水			公衆浴場業汚水（1㎥につき）
	基本使用料		従量使用料 超過（1㎥につき）	
	水量	料金		
昭和45年7月1日	ー	ー	500㎥まで 22円	100㎥まで 19円 101㎥以上 15円
			501㎥以上 1,000㎥まで 20円	
			1,001㎥以上 1,500㎥まで 19円	
			1,501㎥以上 2,000㎥まで 17円	
			2,000㎥以上 15円	
	※ 臨時用 1㎥につき31円			
昭和52年4月1日	10	330円	10㎥を超え 30㎥まで 35円	25円
			30㎥を超え 50㎥まで 45円	
			50㎥を超える分 55円	
平成7年4月1日	10	450円	10㎥を超え 30㎥まで 55円	25円
			30㎥を超え 50㎥まで 70円	
			50㎥を超え 100㎥まで 85円	
			100㎥を超える分 100円	
平成12年4月1日	10	500円	10㎥を超え 30㎥まで 66円	25円
			30㎥を超え 50㎥まで 84円	
			50㎥を超え 100㎥まで 102円	
			100㎥を超える分 120円	
令和2年4月1日	10	600円	10㎥を超え 30㎥まで 84円	25円
			30㎥を超え 50㎥まで 107円	
			50㎥を超え 100㎥まで 130円	
			100㎥を超える分 152円	

・消費税導入（平成元年５月１日）により、現行料金表に１００分の１０３を乗じて得た額とする。１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
・平成３年４月１日より消費税は一旦廃止。
・平成７年４月１日より再び消費税導入、現行料金表に１００分の１０３を乗じて得た額とする。
・消費税法改定に伴い平成９年４月１日より現行料金表に１００分の１０５を乗じて得た額とする。なお１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
・消費税法改定に伴い平成２６年５月１日より現行料金表に１００分の１０８を乗じて得た額とする。なお１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
・消費税法改定に伴い令和元年１０月１日より現行料金表に１００分の１１０を乗じて得た額とする。なお１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。